

鴨川市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 29 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第 30 号

鴨川市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市職員の育児休業等に関する規則（平成 17 年鴨川市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 2 号中「あり、かつ、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日が」を削る。

第 12 条の見出しを「(部分休業の承認の請求等の手続)」に改め、同条第 1 項中「請求」を「請求、同条第 2 項の規定による申出及び同条第 3 項の規定による変更」に、「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に、「承認を得なければならない」を「行うものとする」に改め、同条第 2 項中「前項に定める部分休業の承認、不承認又は取消し」を「法第 19 条第 1 項の規定による部分休業の承認の請求に係る承認又は不承認」に改め、同項第 3 号を削る。

第 13 条を削り、第 14 条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とする。

別記第 2 号様式中「第 14 条」を「第 13 条」に改める。

別記第 5 号様式及び別記第 6 号様式を次のように改める。

第 5 号様式（第 12 条関係）

（第 1 面）

部分休業簿

申出対象期間 _____ 年度

所属 _____

職名 _____

氏名 _____

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②に☑)	※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内 ② 1 年につき規則で定める時間（10 日相当）を超えない範囲内
	月 日	□① □②	

3 変更 (第 1 回目)	変更月日	月 日
	変更後の内容（①又は②に☑）	□① □②
	変更が必要な事情	

	特別の事情の有無（有又は無に☑）	☐ 有 ☐ 無
	決裁欄	

4 変更 (第2回目)	変更月日	月 日
	変更後の内容（①又は②に☑）	☐ ① ☐ ②
	変更が必要な事情	
	特別の事情の有無（有又は無に☑）	☐ 有 ☐ 無
	決裁欄	

5 備考	
------	--

(注) 1 請求、申出又は変更に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類としては、例えば以下が挙げられる。

医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等（写しでも可）

2 第1号部分休業の承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。

3 第1号部分休業の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

(第2面)

第1号部分休業の承認の請求の場合

年度

	※ 部分休業の承認の請求をする期間			※ 請求月日	※ 請求者の確認	承認の可否	決裁欄
	月日	毎日/ 曜日等	時間				
1	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
2	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
3	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
4	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
5	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			

6	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
7	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
8	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
9	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
10	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
11	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
12	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
13	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
14	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
15	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
16	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
17	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
18	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
19	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			
20	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日			

(※印の欄は、職員が記入又は確認をする。)

(第3面)

第1号部分休業の承認の取消しの場合

年度

	※ 部分休業の承認の取消しの期間		※ 請求者 の確認	決裁欄
	月 日	時間		
1	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		

2	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		
3	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		
4	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		
5	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		
6	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		
7	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		
8	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		
9	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		
10	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		
11	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		
12	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		
13	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		
14	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		
15	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		
16	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		
17	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		
18	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		
19	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		
20	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで		

(※印の欄は、職員が記入又は確認をする。)

第2号部分休業の承認の請求の場合

年度

	※部分休業の承認の請求をする期間		※請求時間数	※残時間数	※請求月日	※請求者の確認	承認の可否	決裁欄
	月日	時間						
1	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
2	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
3	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
4	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
5	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
6	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
7	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
8	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
9	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
10	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
11	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
12	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
13	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
14	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
15	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
16	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			

17	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
18	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
19	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			
20	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日			

(※印の欄は、職員が記入又は確認をする。)

第6号様式(第12条関係)

部分休業承認通知書

第 号
年 月 日

様

鴨川市長

印

年 月 日付けで申請のあった部分休業について、承認することとしたので通知します。

別記第8号様式及び別記第9号様式を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。